## 平成 24 年度 2次評価(基本施策評価)シート

基本	本施策名	29	伊賀市らしい景観を守り、活かす	評 価 (基本が		任 者管課長)	建設部都市計画課長 清水 仁敏
生	活課題	田園風景	景や城下町に伊賀らしさを感じられる	生活課題	に対す 7 月	る満足度 標 値	80.0 %

基本施策の現状	分析及び意図
基本施策の体系	基本目標       快適         政       第         自然と調和し、秩序のあるまちづくり
市民意識調査結果	2 左記 結果に対する現状分析・市民との協議結果  100 -
	平成17年に景観法が施行され、美しく、優れた景観を守り、創出することが行政と市民の責務になった。 ①平成21年1月から「伊賀市ふるさと風景づくり条例」を施行させ、「伊賀市景観計画」に沿った景観まちづくりを進めるため、制度の普及、啓発に努めている。 ②上野地区では、上野城を中心に重点区域等を設定し、それを含め地区を城下町地区を定め、歴史文化や風土と調和した景観の保全と形成を進めている。 ③大山田地区では、「いぶし瓦の常夜灯」を活用した景観づくり、あるいは「ゆめさき会」を主体とした住民主体のシンポジュウムの開催など景観まちづくりの取り組みを進めているが、市民活動の拠点がない。また、「いぶし瓦の常夜灯」は、設置後の年数が経過しており、器具の不具合の発生や地元自治会の維持管理費用の負担が大きくなっている。
④ 基本施策の意図、 今後の展望	①「伊賀市ふるさと風景づくり条例」の浸透を図るとともに、「伊賀市景観計画」に沿った景観まちづくりを進めるため、継続した啓発や指導を行う。 ②「城下町区域」での景観の保全や創出に向け、制度普及や啓発を強化する。 ③住民主体の活動の継続のため、活動拠点を設ける必要がある。また、景観を形成する施設について、予算の範囲内で適切に維持管理しなければならない。

# ⑤ 基本施策指標(総合計画数値目標)

基	本 施 策 指	標名	単	過年度		評価年度	目標		指	標	の	説	明
至	本 池 宋 16		位	H22	H23	H24	H25	H27	18	135	0)	D/G	95
		目標	人	50.0	50.0		50.0	50.0					
1	シンポジウム参加者数	実 績	人	40.0	50.0	$\setminus$							
		達成率	%	80.0	100.0	$\setminus$							
		目標	基	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0					
2	補助した常夜灯の数	実 績	基	72.0	72.0								
		達成率	%	100.0	100.0								
		目標	П		2.0	2.0	2.0	2.0					
3	広報回数	実績	口		2.0								
		達成率	%		100.0								
		目標											
		実績											
		達成率	%										
		目標											
		実績											
		達成率	%										
		目標					L .						
		実績	0/										
		達成率	%										
		目標											
		実績	0/										
		達成率	%										
		目標											
		実績				//							
		達成率	%										

### ⑥ 基本施策構成事務事業の評価

2	基本施策担当課	を ID	成 す る 事	事務業	事 業 名	名	改善余地 の有無	事業 H23	費(人	件費込、単 H24 予算額	位 : 千円 ) H25 所要額	基本施策貢献順位
1	大山田支所 振興課	75-1	景観整備事業				無		1,246	1,264	1,264	1
2	大山田支所 振興課	75-2	景観整備事業( 管理経費)	いぶし瓦の	の常夜灯	維持	無		889	531	531	2
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
	(		以		下			続		紙	)	
	事	業	費	É	à	計			2,135	1,795	1,795	

- ⑦ ⑥以外で、目標達成に	)———				
事業名	事業主体	事業	内	容	等
		l			

# ■ 基本施策の現状分析に基づく改革案の説明

į	評	価	視	点		評	価	<u>ے</u>	Х	ン	٢
1	基本	<b>卜施</b> 罗	<b>传指</b> 標	票の分析	シンポジウムに については、『	多くの市民参加を予算内	加を呼びかけるた で行う必要があり	とめ、市民への周 )、引き続き計画回	]知方法などを 的な器具等の]	検討する必要がある 更新を行う必要があ	る。常夜灯の維持管理 る。
2				適 当性 適か?)							啓発するためのシン 継承につながるもの
3	役	割分	担の							の開催を自治協議: であるなど費用負担	会が主体となり行うよ は妥当である。
				4 他 生 車業	理解・啓発を進ため、「ゆめさる	動る観点から、 会」についてに	、会の活動の周知 は、事務局を住民	印やシンポジウム	の開催の持ち 中であるが、会	方など引き続き検討 員数の増加が少なく	観まちづくりに対する †の余地がある。この く、財政基盤が脆弱で